

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 74

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.74

全北海道教職員組合

2020.10.2

「1年単位の変形労働時間制」について、道議会での答弁③

制度導入で管理職には多大な負担増と責任 各教育職員も「適切な分担」で新たな負担が

●変形労働導入で、管理職に多大な業務負担と責任が生じます

昨年の国会審議で、文科省は、管理職の新たな業務負担が生じることについて、具体的に言及し、説明してきました。

この制度は、年度途中で変更することができないため、計画通りに遂行できない事態が生じた場合、校長の管理責任が問われることとなります。ですから、活用するにあたっての前年度末の計画はとても慎重に行う必要があります。また、突発的に対応しなければならない事態が生じた場合に、当初の計画に齟齬が生じないようにするための様々な調整が求められます。このように、管理職には多大な業務負担と責任が生じます。



●管理職の負担増は「事務職員等との役割分担も含め...適切に分担」する

9月29日の道議会予算特別委員会で、管理職の負担増について問われた道教委は、「本制度の導入によって生じることとなる新たな業務を円滑に遂行するためには、各学校の校長等がその権限と責任に基づいて、事務職員やサポートスタッフ等との役割分担も含め、各教育職員に校務を適切に分担する」との答弁を行いました。

この制度について1人でも「活用したい」という教員がいれば、管理職に生じた多大な業務を「円滑に遂行」するために、事務職員や各教育職員に校務が分担されていくということです。制度の活用は、管理職と、校務を分担する各教育職員に新たな負担を生じさせることとなります。

制度の活用は「個人ごとに判断する」とされていますが、制度導入で1人でも活用されることになれば、それは職場全体に関わります。すべての教職員がよく話し合い、民主的に合意づくりをすすめていくことが重要です。

●教育委員会は「学校の組織運営に関し...業務の適正化に向けた指導・助言を行う」

また、道教委は「サービスを監督する教育委員会におきまして、学校の組織運営に関し...業務の適正化に向けた指導・助言を行う」と答弁しました。

制度導入で新たな業務負担を生じさせておきながら、教育委員会が学校の組織運営について「指導・助言」を行うということは、協力共同の学校づくりにも「適正化」を求められかねず、学校の民主的な組織運営にも懸念が生じます。

「業務の適正化」と言うのであれば、制度導入ではなく、教職員の大幅増員などの抜本的改善策をこそ行うべきです。